

5 その他

(1) 障害者の雇用施策の推進（知的障害者を雇用する特例子会社の設置促進）

経緯又は現状・課題

障害保健福祉施策の改革において、「障害者がもっと働ける社会に」という理念が掲げられ、障害者自身の能力や適性に応じて、力を発揮できる社会づくりが望まれている。

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、特例子会社制度（子会社が雇用する労働者をその親事業主が雇用する労働者とみなすことができる特例）が設けられている。

昨今、障害者雇用の推進を目的として設立・認定された特例子会社が増加し、全国的にも170ヶ所を超える数となっており、障害者の就労の場が拡大している。企業側としても、障害者雇用のノウハウを得るだけでなく、社会貢献・社会的責任・イメージアップ等の効果が期待されている。

特例子会社の制度については、障害者雇用が困難・消極的な企業でも、一歩踏み出すための手法として着実に活用されている。特に、ここ数年、知的障害者が雇用率算定根拠に含まれ、法定雇用率が1.8%（常用雇用労働者数が56人以上の一般事業主の場合）に変更となったことが影響し、設置が急速に増加している。

知的障害者については、設備面だけでなく、作業時間や職場環境・対人関係等の調整等も配慮する必要がある。

宮城県内に本社がある企業のうち、特例子会社の設置については3社（ただし、知的障害者の雇用については、1社パート2人のみ）、障害者の雇用の促進等に関する法律での雇用率の基準を達成している企業は約4割という状況である。また、県内の障害者実雇用率は1.44%（平成16年6月1日現在）となっており、全国平均1.46%より下回っていることから、障害者の雇用促進に向けた施策の拡充が必要である。

【主な都道府県の状況】※特例子会社数所在地上位14都道府県（親会社については、別の都道府県の場合もあり）

都道府県名	宮城	東京	神奈川	大阪	兵庫	埼玉	大分	愛知	福岡	千葉	静岡	広島	滋賀	岡山
人口（万人）	237	1,250	873	884	559	272	121	719	505	604	379	287	137	195
障害者雇用率	1.44	1.35	1.36	1.48	1.66	1.39	2.03	1.50	1.54	1.42	1.47	1.50	1.68	1.63
特例子会社数	3	45	24	17	10	9	8	7	6	6	5	3	3	3

※民間企業の障害者雇用率 宮城県～47都道府県中37位

提案する内容

宮城県において、知的障害者を雇用している特例子会社は1社のみであり、遅れている状況がある。企業側の意識変化を促すため、知的障害者の雇用促進ための効果的な施策誘導を行うべきである。また、特例子会社だけでなく、障害者の実雇用率も向上させるための働きかけを、行政（福祉と労働）の先導により講じるべきである。その他、県として目標値を設定し、プランに反映する等の考慮も必要である。

知的障害者を中心とした特例子会社では、雇用管理上の課題として、家族との連携・協力、又は日常生活面での指導を重視する傾向があることから、単なる就労施策だけでなく、就労と生活の両輪の支援が必要である。したがって、障害者就業・生活支援センター事業（障害者就業・生活サポートセンター事業）等、関連事業の拡充も併せて必要である。

その他、根拠法令等

障害者の雇用の促進等に関する法律（法改正によりH18年より精神障害者も算定対象となる）

特例子会社数～独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構調べ

民間企業における障害者の実雇用率～各都道府県の労働局統計資料等 みやぎ障害者プラン